

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
スポーツ仲裁規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という）はスポーツ仲裁・調停に関し、スポーツ基本法第5条第2項、第3項及び同法第15条に基づき、公益財団法人日本オリンピック委員会が定めた加盟団体規程第7条第5号を尊重し本規程を定める。

(目的)

第2条 本連盟は定款に定める目的のために、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則（自動応諾）に対応して、法及びルールの透明性を高め、国民のアイスホッケー（含むインラインホッケー以下同じ）に対する理解と信頼を醸成し、仲裁・調停による紛争解決を通じてアイスホッケーの健全な発展・振興を図る。

(自動応諾)

第3条 本連盟が行った決定事項に対する競技者等からの不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

1. 本規程は、平成29年4月22日から施行する。